

技管第 416 号
令和 3 (2021) 年 2 月 4 日

栃木県建設産業団体連合会 会長 様

栃木県県土整備部技術管理課長

委託業務の完了検査に係る新型コロナウイルス感染症対策について (参考送付)

測量、調査、設計等の委託業務が完了した際は、栃木県建設工事関連業務委託契約書第 33 条第 2 項に基づき、受注者の立会いの上、検査を実施することとされておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置の一環として、当面の間、下記のとおり取り扱う旨、部内に通知しましたので、参考までに送付します。

記

受注者より検査の立会いが困難である旨の申し出があり、遠隔地から通信機器等を活用することにより、設計業務等の実施状況、成果品及び品質の検査が可能であると発注者が認めた場合には、受注者の立会いがあったものとみなす。

なお、本取扱の対象は、原則、受注者の勤務地が緊急事態宣言対象区域 (以下「対象地域」という。) にある等、対象地域からの往来が見込まれる場合、または対象地域外であっても、受注者において業務に携わる者 (主任技術者、担当技術者) が新型コロナウイルス感染者 (濃厚接触者も含む) となった場合に限る。

栃木県県土整備部技術管理課
技術調整担当 神山・須藤
TEL : 028-623-2421
FAX : 028-623-2392